

廃棄物処理施設等承継等届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

承継者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物処理施設等の設置者の地位を承継したので、群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程第 2 9 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

承継等の内容	相 続 譲受け 借受け 合 併 分 割
承継等の年月日	年 月 日
廃棄物処理施設等の設置場所	
廃棄物処理施設等の種類	(承認施設の場合、承認の年月日及び番号) (年 月 日 第 号)
被承継者	
承継後の形態	処理業 ・ 自己処理
承継後処理する廃棄物等の種類	
その他参考事項	

(第2面)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 相続による場合は、被相続人及び相続人の関係の分かる戸籍謄本等及び相続関係説明図、並びに他の相続人の相続放棄に関する書類2 譲受け又は借受けによる場合は、売買又は貸借の契約に関する書類3 法人の合併又は分割による場合は、合併又は分割の契約に関する書類4 協議者の経歴に関する書類5 廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類及び図面6 廃棄物処理施設等における処理工程図7 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面（最終処分場にあつては、災害防止のための計画を含む。）8 施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（汚染土壌処理施設にあつては、廃止措置に要する費用の見積額及びその支払が可能であることを説明する書類を含む。）9 周辺地域住民等及び関係市町村との生活環境保全協定書又は確約書の写し10 承継者が当該土地及び建物の所有権の全部を有しない場合は、土地及び建物の貸借の契約に関する書類11 廃棄物処理施設等の設置場所の土地及び建物の登記事項証明書12 承継者に関する書類（法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。））13 承継者が廃棄物処理施設等の維持管理等を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを証する書類14 その他知事が必要と認める書類
備考	<ol style="list-style-type: none">1 廃棄物処理施設等の設置場所については、設置場所の地番及び全体の面積を記入すること。2 廃棄物処理施設等の種類については、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、実証施設、汚染土壌処理施設又は汚染土壌の積替施設の別を記入するとともに、産業廃棄物の処理施設及び汚染土壌処理施設にあつては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 産業廃棄物の処理施設 脱水施設、焼却施設、中和施設、破碎施設又は最終処分場等の別を記入すること。移動式の場合は、括弧書きすること。(2) 汚染土壌処理施設 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設の別を記入し、さらに、具体的な処理方法を括弧書きすること。3 処理する廃棄物等の種類については、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物あるいは汚染土壌の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物あるいは特定有害物質の種類と上限濃度等、具体的に記入すること。4 当該届出書は正副2部及び届出書控えを1部提出すること。5 当該届出書の提出先は、廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する県の事務所とし、管轄が複数にまたがる場合又は移動式である場合は、事前協議書を提出した県の事務所とする。
※事務処理欄	

別紙記載上の留意点

※記載欄について、電子データにより作成する場合は、適宜拡大若しくは縮小、又は行の挿入若しくは削除を行って差し支えない。直接書き込む場合は、書ききらない事項を別葉として差し支えない。

※使用文字について、電子データにより作成する場合は、明朝系又はゴシック系フォントとし、原則 10pt 以上の文字を使用する。直接書き込む場合は、楷書体とすること。

(別紙2)

協議者の経歴に関する書類

1 主な事業経歴

年 月 日	業 務 経 歴

2 主な廃棄物等処理の実績

--

3 関連会社の主な廃棄物等処理の実績

--

(別紙5)

廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類

【施設全体に関すること】

基本的な維持管理等	建屋の出入り口	
	事業場の周囲の囲い等	
	掲示板等の表示	
	管理事務所	
	洗車場及び駐車場	
	消火設備	
	雨水の流入防止設備	
	雨水の排水設備	

施設・設備に関する維持管理等 (法に定める基準)	機能点検の概要	
	廃棄物受入量の管理	
	害虫の防除	
	設備の表示	
	処理に適した設備の点検・保守方法	
	処理を管理する設備(計測機器)の点検・検定	
	性状分析の設備の点検・検定	
廃棄物等の管理方法	飛散・流出防止の措置	
	床・地盤面の点検	
	区画及び仕切りの点検	
	保管場所の点検・清掃	
	保管区画の表示等	
	処理後物の貯留設備の点検・清掃	
	処理後物の表示等	
	火災検知設備の点検	
公害防止措置	粉じん測定の方法	
	臭気測定の方法	
	騒音測定の方法	
	振動測定の方法	
	水質測定の方法	
	地下浸透防止の管理	
安全確保	作業環境保全の設備	
	廃棄物等の崩落防止	
	腐敗防止の措置	
	感染予防・消毒措置	

※施設ごとに作成すること。

※設置許可を要しない施設にあつては、同種の許可を要する施設に準じた項目を記載すること。

※セメント製造施設にあつては、処理業省令第3条第4号に規定する書類を含むこと。

(別紙7)

生活環境保全対策計画書

	周辺生活環境に影響を及ぼすおそれのある項目	発生源	具体的な対策方法
大気汚染			
水質汚濁			
騒音			
振動			
悪臭			
地下水その他			

(別紙8)

最終処分場災害防止計画書

廃棄物等の飛散防止に関する事項	
廃棄物等の流出防止に関する事項	
公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項	
火災の発生防止に関する事項	
その他最終処分場に係る災害防止に関する事項	

(別紙9)

施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(1) 施設の設置等に要する資金

用地費	
造成費	
建物費	
工作物費	
機械装置費	
重機備品費	
その他	
計	

(2) 施設の維持管理に要する年間費用

保守管理費	
電気代、水道代、燃料費等	
人件費	
その他	
計	

(3) 資金の調達方法

自己資金	
制度融資	
金融機関借入	
その他	
計	

※用地費は、権利登記等の抹消費用も含めること。最終処分場にあつては、所有権又は使用する権原を登記するための費用も含めること。

※施設の維持管理に要する年間費用は、運営初年度分を計上すること。

※資金の調達方法は、(1)と(2)の合計額とすること。

※金融機関等の融資証明を添付する必要はないこと。

※汚染土壌処理施設にあつては、廃止措置に要する費用の見積額及びその支払が可能であることを説明する書類を含む。

実証施設：(1) 試験計画に関する書類

1 試験を行うに至った経緯
(別紙1-1) I 1のとおり

2 試験の目的 (実証する研究の概要)

--

3 試験データの評価方法

--

4 跡地の使用方法

--

5 その他 (実証試験結果の廃棄物処理等への活用方法など)

--

実証施設：(3) 試験工程表及び物質収支表

- 1 試験の全体工程図（研究を除き、地域調整から、設置、実証、考察・評価、撤去に至るまで）

--

- 2 フィールド試験工程図（実証施設を用いた試験の工程図）

--

- 3 一試験の工程図（複数試験がある場合は、試験の種類ごとに標準的な工程図）

--

- 4 試験の回数、延長の可能性

--

- 5 物質収支表

別途資料を添付すること。

実証施設：(4) 試料、燃料及び試験後物に関する書類

1 使用燃料等

燃料使用予定量	
燃料保管場所・保管量	
電力使用予定量	
発電施設の設置・発電量	
上水道の使用予定量 (地下水を含む)	
下水道の使用予定の有無	

2 試料(廃棄物・添加物)の搬入・保管、処理後物の保管・搬出

受入元(提供元)	
受入予定量	
購入費、負担する者	
運搬する者	
運搬費、負担する者	
保管場所	
保管量(面積・量) (品目ごとに記載)	

3 処理後物の利用がある場合

処理後物の保管場所	
処理後物の保管量 (面積・量)	
処理後物の搬出先	
処理後物の搬出予定量	
処理後物の運搬する者	
運搬費、負担する者	

※必要に応じて、別紙又は資料を添付すること。

実証施設：(5) 廃棄物処理施設等の設置場所の関係市町村及び周辺地域住民等との調整状況

年 月 日

群馬県知事 殿

(協議者)
住 所

氏 名

実証施設の設置場所	
周辺地域名	

※周辺地域名は、市町村が設置する行政区等を単位とする区域。行政区等がない地域は字の区域。

1 関係市町村との調整状況

市町村・担当課	
説明した内容	
その回答	

2 周辺地域住民等との調整状況

周辺地域住民等	
説明した内容	
その回答	

3 生活環境保全協定の締結

関係市町村長又は周辺地域内の住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められた場合には、協定書の写し

実証施設：(6) 誓約書

誓 約 書

群馬県知事 殿

私（当法人）は、試験研究を行うための実証施設の設置等に関し、下記の事項について誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

記

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定を遵守します。
- ・ 県及び市町村の職員による立入を受入れ、中止の指示があれば従います。（昭和 57 年厚生省通知）
- ・ 営利を目的としません。（平成 5 年厚生省通知）
- ・ 最小限の量の廃棄物のみを取り扱います。（平成 5 年厚生省通知）
- ・ 生活環境の保全上支障が生じないように行います。（平成 5 年厚生省通知）
- ・ 群馬県廃棄物処理施設等の設置等に関する事前協議規程に係る産業廃棄物の積替施設、実証施設及び汚染土壌の積替施設の施設計画に関する基準を遵守します。（群馬県基準）
 - (1) 実証試験及び試験は、廃棄物等の処理に関して新技術を開発するために行うもの、又は廃棄物処理施設等の能力を検証するために行うものであること。
 - (2) 協議者は、実証施設を稼働させる者であること。ただし、複数の者が共同で協議者となることは妨げない。
 - (3) 試験に供する廃棄物等（試料）は、次のいずれかによること。
 - イ 自己の所有物、又はその所有物が廃棄物となったもの。
 - ロ 有償又は無償で提供された他人の廃棄物等であつて、いかなる名目の資金又は料金の提供を受けていないもの。
 - (4) 試験の安全性等を評価するために、必要最小限の規模及び必要最低限の試験期間が定められていること。
 - (5) 実証しようとする研究計画及び試験に関する基礎的なデータが確立されており、試験の具体的な目的及び方法並びにその評価方法が定められていること。
 - (6) 実証施設は、廃棄物等を処理する上で、安全かつ確実な処理が可能な技術的水準に達していること。
 - (7) 試験開始後は、毎月の試験内容を翌月 10 日までに知事に報告し、試験終了後は、試験終了の翌月末までに試験で得られた結果及び評価について知事に最終報告を行うこと。
 - (8) 試験後の廃棄物は、協議者が排出者となり、法に定める基準に従って適正に処分されるものであること。また、試験後の土壌は、協議者が搬出者となり、土壌汚染対策法に定める基準に準じて適切に処分されるものであること。
 - (9) 試験終了後は、次の要件に該当する場合を除き、試験関係施設を撤去し試験前の原状に戻すこと。ただし、試験関係施設を廃棄物処理施設等として使用する予定である場合には、改めて事前協議を行い、手続が終了するまでの間、試験関係施設を稼働できないよう必要な措置を講じること。
 - イ 法第 8 条の 2 第 5 項又は法第 15 条の 2 第 5 項に規定する施設使用前検査を受検することができる施設である場合
 - ロ 規程第 32 条第 1 項に規定する完成検査を受検することができる施設である場合
 - ハ 現に他目的に使用している施設であつて、廃棄物等の処理を行わない施設である場合